

令和6年度（2024年）交際費税制改正

2024(R6)年4月1日から適用される「交際費」に係る税制改正について紹介します。

交際費等の範囲から除く飲食費

従前より交際費として会計処理する項目から、【所定の要件】*を満たせば「一定の飲食費(1人当たり5,000円以下)」を交際費から除くことができます。今回の税制改正で、制度の自体の変更はなく、上記の交際費から除外される飲食費の金額が「5,000円以下」から「10,000円以下」に引き上げられます。

改正後の金額基準(10,000円以下)が適用されるのは、2024(R6)年4月1日以降に実施した交際に係る飲食からになります。飲食の事実の発生時点で判断するので、掛け支払時点、クレジットカードの引落とし時点での判断ではないので注意が必要です。

*交際費等の範囲から除く飲食費と処理するための【所定の要件】

・下記の項目を記載した書類の保存が必要となります。

- ① 飲食等の発生日月日
- ② 参加取引先等の事業関連者の氏名、名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した人数
- ④ 飲食費の金額、飲食店の名称及び所在地
- ⑤ その他飲食費の内容

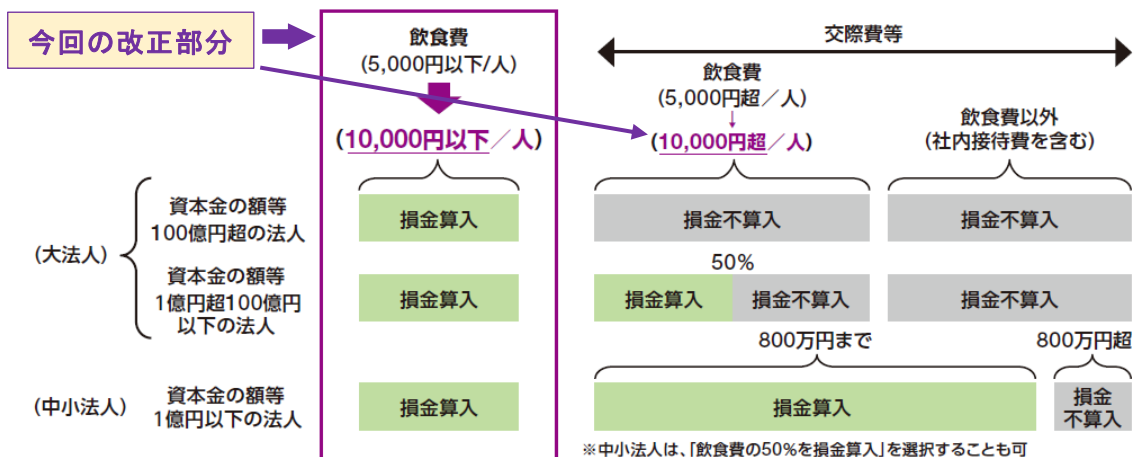


交際費の取り扱いに変更はなく、交際費処理するのはあくまで下記要件を満たす支出になります。

- 支出の相手方が事業に関連のある者
- 支出の目的が相手方との親睦等による取引関係の円滑化
- 接待、供応、慰安、贈答その他類する行為

社内の役員、従業員および親族を対象とした支出は一般に交際費とはなりません。また、社会通念上、一般的な内容・金額であることも求められますので、注意して処理する必要があります。

【大法人を含めた交際費に係る制度のイメージ】(財務省の資料より抜粋)



※飲食費の支出先からインボイスを入手出来ない場合、税込み 11,000円だと控除できる消費税額は現在の経過措置(80%)適用だと800円となります。このため飲食費は10,200円(税抜)となり、交際費等の範囲から除けないのでご注意ください。

定額減税についての補足事項

来月より実施となる定額減税について、国税庁のHP上でQ&A、関連様式・記載例等が追加公表されています。随時更新されているため、適宜国税庁HPの確認をお願い致します。

国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

@5月の予定

- 5/10・4月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 5/31・3月決算法人の確定申告
- ・6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail info@kuronuma-ac.jp